

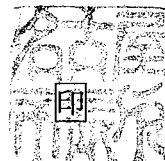
行政文書一部公開決定通知書

7 ス 市 第 34 号
令和 7 年 5 月 8 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和7年4月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

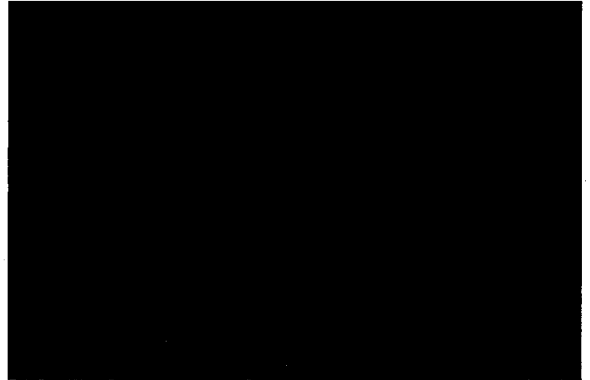
行政文書の名称	苦情申立書		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 7 年 5 月 8 日以降	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 申立人氏名、住所等は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、申立ての内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、申立人の権利利益を害するおそれがあるため。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ スポーツ局市民生活部市政情報課 TEL 052-972-3152		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

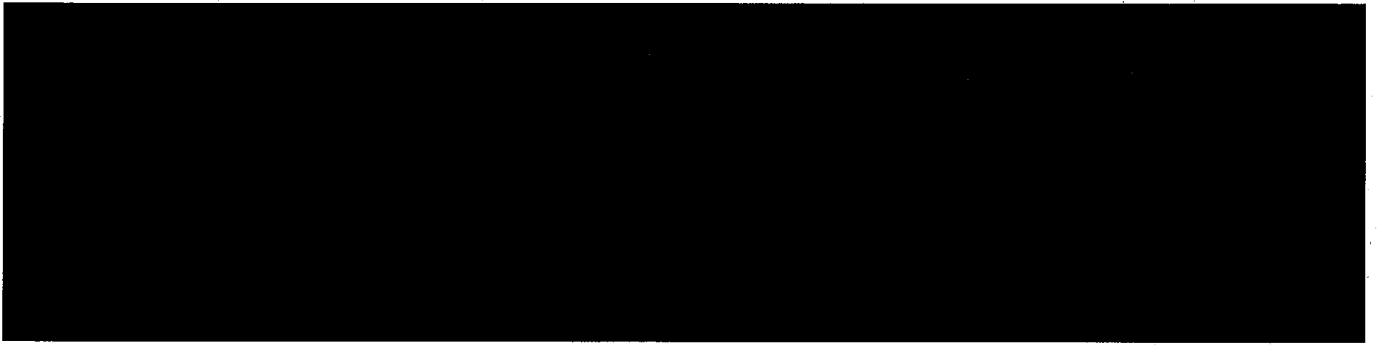
令和6年3月10日

名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室
個人情報保護担当者 殿



苦情申立書





以上

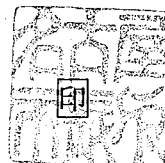
行政文書一部公開決定通知書

7 ス 市 第 33 号
令和 7 年 5 月 8 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 広沢 一郎



令和7年4月24日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	苦情申立てについて（回答）		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和 7 年 5 月 8 日以降	
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 回答受信者の氏名は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであり、職員が尋ねた相手方、尋ねた内容の一部は、回答受信者及び相手方の職業に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、回答受信者及び相手方の権利利益を害するおそれがあるため。		
備 考	＜決定を行った所管課・公所＞ スポーツ局市民生活部市政情報課 TEL 052-972-3152		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

令和 7 年 3 月 11 日

様

名古屋市スポーツ市民局市民生活部長
名古屋市スポーツ市民局総務課長

苦情申立てについて（回答）

日頃から名古屋市政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 6 年 3 月 10 日付けでお送りいただきました苦情申立書においてご指摘の点につきまして、下記のとおり回答いたします。

本市職員の行為により、ご不快な思いをさせてしまい、大変申し訳ございませんでした。

本件事案を踏まえ、今後このようなことが起こらないよう、下記のとおり再発防止を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1 本市職員の行為に係る違法性の有無等について

令和 6 年 1 月頃、スポーツ市民局市民生活部市政情報室長が同部消費生活課長に対して、[redacted]に所属しているか等について[redacted]に確認してほしいと職務上知り得た[redacted]様の氏名を伝えた行為は、個人情報の保護に関する法律第 67 条及び第 69 条第 1 項並びに地方公務員法第 34 条第 1 項に抵触すると認められます。

また、依頼を受けた消費生活課長が、[redacted]に対して、[redacted]様の氏名を伝え、その時点においても[redacted]に所属しているか等を尋ね、そこで得た情報を市政情報室長に伝えた行為は、個人情報の保護に関する法律第 64 条及び第 67 条並びに地方公務員法第 34 条第 1 項に抵触するものと認められます。

これらのことから、当時の市政情報室長及び消費生活課長に対して令和 6 年 12 月 27 日付で所属長嚴重注意を行いました。

2 再発防止策について

本件事案を踏まえ、市政情報課及び消費生活課の職員に対して、また、市政情報課が実施している各局室区職員を対象とした研修において、あらためて個人情報保護の趣旨、関係法令等の内容を周知し、各職員が関係法令等に基づき個人情報を適切に取り扱うよう徹底してまいります。

(上記 1 回答課)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所スポーツ市民局総務課

TEL : 052-972-4402

メール : a4402@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

(上記 2 回答課)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課

TEL : 052-972-3152

メール : a3152@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp